

議案第4号 令和3年度事業計画案承認の件

今年度も司法書士の根幹業務である登記業務、裁判業務、後見業務のみならず、消費者問題、貧困問題、労働問題等の社会問題に対応すべく活動を継続する。なお会員の健康や効率化の観点から、会議体や研修については、いずれもリモートによることを推進していく。

対外的には、市民の司法書士への需要に機動的に対応するため、相談事業、広報事業に注力する。まず相談事業については常設の司法書士総合相談センター運営のほか、時宜に即した各種相談会を開催する。ただし面談による相談は、感染症対策を十分に施したうえで完全予約制にすることも検討しながら開催する。また日司連が開設した「相続登記相談センターWEBサイト」とも連携しながら司法書士の存在をアピールする相談会なども検討していく。

広報事業については、相談部とも連携し前記各種相談会の広報のみならず、市民に対する制度広報としてホームページや群馬司法書士会 YouTube チャンネルのさらなる充実を図るほか、あらゆる媒体を含めてより効果的な広報を検討する。また今後、大相続時代を迎えることや相続登記の義務化が現実視されているなかで、「相続といえば司法書士」といえるような広報を検討する。

対内的な重点事業は研修事業である。新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の感染状況にも左右されるが、会員の義務である12単位の取得率向上をサポートするため、各部、各委員会が横断して連携し、根幹業務である登記業務、裁判業務研修のほか、会員のスキルアップに必要な実務的な研修や様々な社会問題に対応するための研修を実施する。また冒頭にも記載したとおり、より多くリモートによる研修ができるよう努めていく。

総務事業については綱紀案件や苦情処理対応のほか、会員をサポートするための業務相談室の運営や会員専用ホームページなどを通じた情報発信に努めていく。また例年、法務局が行い、本会が調査員を派遣している非司法書士排除のための登記申請書調査のほか、本会でも独自に得た情報があれば積極的に非司排除に努めていくので、会員各位も非司に関する情報があれば遠慮なく本会まで連絡して頂きたい。さらにキックバックをはじめとする不当誘致の問題にも、これらを撲滅するための有効な手立てはないかを考えていく。そのほか、各市町村との災害協定の締結なども積極的に行っていく。

企画事業については貧困問題や消費者問題、労働問題など社会問題化している事象に対して取り組むほか、養育費の問題についても取り組んでいく。また業務拡充や法制度についても検討し、司法書士の可能性を探っていく。

広報事業は、会報と会員通信の発行である。会員各位に原稿の執筆依頼等

があった場合は、ご協力をいただきたい。

成年後見業務については登記業務、裁判業務と並び司法書士業務の大きな柱となっており市民からも認知されているが、近況、他団体の台頭などもあるため、成年後見センター・リーガルサポート群馬支部とも連携しつつより一層の維持、推進に努めていく。

近況、支部の会員数バランスが悪いとの意見が出されるようになっている。支部の役割等を加味し、どのような構成が良いのかを考慮しながら支部の在り方を考えていきたい。

結びに、コロナの収束が見えない中での会務運営となるため、計画どおりの事業運営ができなくなることもあり得ることを付言しておく。

その他、各部、各委員会の具体的な事業計画は以下のとおりである。

【総務部】

1 会員執務の適正かつ円滑化を図るための事業

(1) 業務相談室の運営

業務相談室を常設し、会員に対して不動産登記、商業・法人登記業務全般の利便性を提供する。寄せられた相談事例については会員の執務に役立てるよう適宜紹介していく。また、より多くの会員の利用がなされるよう定期的に会員周知を行っていく。

(2) 会員への情報提供

メール送信、書面通知及び会員専用ホームページへの掲載等を通じて執務・業務に関連する情報の他各種の情報提供を行う。また、会員専用ホームページについては、より一層の利用促進のための対策を図る。

(3) 協議会及び打合せ会

群馬弁護士会及び法テラス群馬との協議会並びに法務局及び成年後見センター・リーガルサポート群馬支部との打合せ会を定期的に行い、会員業務に生じる弊害の調整、社会問題への対応、組織間の維持発展等に寄与する。

(4) 綱紀案件への対処及び苦情処理

司法書士法施行規則第42条第2項の規定に基づく法務局からの調査委嘱に対応するほか、会に寄せられた苦情へ対処する。また、取り扱った綱紀苦情案件については、総務部で精査したのちプライバシーに配慮のうえ、会員へ情報提供等を行い会員執務の適正化を図る。

2 会組織の充実化を図るための事業

(1) 必要に応じて会則、規則及び規程の制定・改正等を検討する。

(2) 法務局長の調査委嘱（司法書士法施行規則第41条の2）に基づく調

査を本局又は支局・出張所の数か所で行う。

3 その他の事業

- (1) 各種事業について行政・地方自治体との連携の推進
- (2) 各地方自治体との災害協定締結の推進
- (3) 非司法書士排除のための対策の検討
- (4) 空き家問題への対応

【企画部】

1 市民の権利の擁護

現下の日本社会には、若者の雇用不安と低所得、孤立する高齢者や「8050問題」、ひとり親世帯に対する脆弱な社会保障と子どもの貧困、規制なき銀行カードローンと重い奨学金の負担、デジタル社会の進行と次々と現れる悪徳商法、使い捨てられる労働者と「ブラック企業」の存在、在留外国人や性的少数者に対する排除といった社会問題が次々と発生している。そして、その背後に見られるのは、いわゆる共同体の崩壊と階層間の分断、さらには個人の孤立である。特に2020年に世界を襲ったコロナに伴う社会不安は、国の社会保障制度の少なさ、相談できる相手の不存在、地域社会の連帯感の欠如と相まって、日本社会に現れた問題の根深さを浮き彫りにしたと思われる。

こうした社会情勢を受けて、国は「地域共生社会」の創出を目指し、市町村に対して「断らない支援」をはじめとする包括的な相談支援体制を整備する方針を固め、専門職に対しても「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく「つながり続けることを目指すアプローチ」の必要性を示している。加えて、地域社会においても、社会保障制度の脆弱さを補充し、信頼できる相談相手として地域の連携、連帯を体現できる存在が求められている。司法書士は、こうした社会の潮流を感じとり、市民に最も身近な法律専門家として、高齢者や障がい者、経済的困窮者やシングルマザー、子ども、性的少数者、在留外国人といった社会的弱者に対し、市町村と協働関係を築き他の専門家とも連携しながら、その権利を擁護し、排除や孤立を防ぎ、市民社会において共生を可能ならしめる活動の担い手であることが望まれていると考える。

そのためには、単なる法律問題の解決を目指すのではなく、かれら社会的弱者と繋がりながら支援し続け、ともに伴走する、といった役割を担う必要がある。専門的知識と経験に基づく問題解決能力を高めることは当然ながら、さらなる相談活動やアウトリーチ活動等を通じて、常に市民に門戸を開き、市民が躊躇なくわれわれに支援を求めうる存在であることが必

要である。

こうした社会的要請に基づき、市民の権利擁護のため、以下の活動を行う。

(1) 消費者問題への対応

- ①群馬県多重債務者対策協議会ワーキンググループ会合への参加
- ②県主催の多重債務無料相談会への会員派遣
- ③研修会の開催
- ④新入会員研修の講義担当

(2) 労働問題への対応

- ①司法書士労働相談センターの運営
- ②研修会の開催
- ③研修会、シンポジウム等への部員の派遣

(3) 貧困問題・社会保障への対応

- ①ぐんま養育費相談センターの運営
- ②子どもの権利擁護、ひとり親家庭に対する支援の研究、研修会等の開催
- ③その他、貧困問題や社会保障制度に関する研究、研修会等の開催

(4) 高齢者・障がい者への対応

- ①行政等、関係各所と連携し、相談会、勉強会、事例検討会の実施
- ②高齢者・障がい者の権利擁護に関する研修会等の開催

(5) 犯罪被害者等への支援

- ①インターネット上の人権侵害に関する問題について検討
- ②インターネット上の人権侵害に関する研修会の開催
- ③インターネットトラブルに関する相談会の開催

(6) コロナに対応した事業の検討

(7) その他、市民の権利擁護のために必要な事業

2 業務拡充対策

平成14年の司法書士法改正により、司法書士に簡裁訴訟代理権が付与されてから約20年になる。この間の簡易裁判所における司法書士の訴訟関与率は、いわゆる過払訴訟が頻繁に行われていた平成22年頃が一番のピークであり約20%であった。しかし、過払いバブルが崩壊した現在では、わずか5%程度となっている。

司法書士法改正に至る司法制度改革審議会の意見書には、司法書士の簡裁訴訟代理権付与について「弁護士人口の大幅な増加が現実化するまでの当面の法的需要を充足させるための措置」との文言があり、これを素直に解釈すれば、いわば時限措置とも考えることができる。そこで、弁護士人口の推移を見てみると、平成14年には約1万9,000人であったが、

現在では約4万2,000人に増加している。このような状況のもと、当面の法的需要が充足されたとして司法書士の簡裁訴訟代理権が剥奪されることのないよう、訴訟関与率を少しでも向上すべく対策を考える必要がある。

また、平成14年の司法書士法改正では、いわゆる規則31条業務が明文化され、すべての司法書士が行える付随的業務として位置付けされた。これにより、業務の範囲がより明確となった。

さらに、令和2年8月には改正司法書士法が施行され、使命規定が創設されたのは記憶に新しいが、これによると「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」とされた。

いま、まさに司法書士が司法制度の一翼を担う法律家としての自覚を持って、登記業務はもちろんのこと、訴訟業務やその他の業務についても使命を果たすことが必要である。

以上より、業務拡充対策として、以下の活動を行う。

- (1) 民事裁判業務の受託促進及び同業務における会員の資質向上に資する研修会等の開催
- (2) その他司法書士業務拡充に関する研究、研修会等の開催

3 法改正対策

近年、司法書士業務に影響を与える法改正が数多く行われており、主要なものとして、令和元年7月に改正相続法、令和2年4月に改正債権法がそれぞれ施行された。

そして、現在、相続登記の義務化を含む民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正法案が国会で審議されており、また、民事訴訟法（IT化関係）の改正については中間試案がとりまとめられ、パブリックコメントの手続きが実施されている。

令和2年8月に施行された改正司法書士法で創設された上記の使命規定にあるように、国民のため、公正な社会の実現のためという視点から、適正な法改正がなされるよう、改正法の論点を整理し研究を重ねるとともに、必要に応じて提言等を行っていく必要がある。

そこで本年度、法改正対策として以下の活動を行う。

- (1) 民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正への対応
- (2) 民事訴訟法（IT化関係）等の改正への対応

4 成年後見制度の利用促進

平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する

る法律」に基づき、各市町村において地域連携ネットワークの設立、中核機関の設置、市町村計画の作成、審議会その他の合議制機関の設置が2021年度末の目標として定められている。

しかしながら、群馬県内では未だに着手できていない市町村がほとんどであり、早急な体制整備が求められている。

このような状況に対応するために、成年後見センター・リーガルサポート群馬支部との連携を強化し、3士会（群馬司法書士会・群馬弁護士会・群馬県社会福祉士会）や群馬県・群馬県社会福祉協議会・市町村の社会福祉協議会と協力しながら各市町村の現状を把握したうえで、意見交換会等を開催し、群馬県内の各市町村が本年度末までに体制を整えられるよう協働する。

【広報部】

今年度の広報部では、以下の活動を行うとともに、新たに開設したYouTubeチャンネルによるオンライン配信事業を含め、会活動及び制度の広報に努める。

1 法教育

(1) 出張講座の実施

県内の高校・大学を対象とした、法教育の出張講座の実施、またはオンライン配信講座についても検討を行う。

(2) 教材・資料の作成

受講者の状況・要請に応じ、現在の教材・資料の見直し等を行う。

(3) 諸機関との連携

他団体の実施する法教育事業への参加を通じ、各種実施機関との連携を深める。

2 会報「執務現場から」の発行

当会で実施した研修会や各種公開講座などの会活動、関連団体の活動、各会員による論考など、様々な角度から本会や会員の活動を、取材・記録する形で会報の編集作業を行う。

3 その他広報活動

(1) 会員通信による対内広報

会員の執務に関連する情報や会務の執行状況などを会員に伝達するように努める。

(2) ホームページによる対外広報

相談会の告知、各種パンフレット、意見書など、随時、对外ホームページに掲載するとともに、休眠会社のみなし解散についての案内や長期相続登記未了土地問題など、情報提供及び啓蒙活動としての広報活動も併せて行う。

その他、Facebook や YouTube チャンネルの更新作業についても逐次行う。

(3) 各種広告媒体を用いた広報

前年度を踏襲する形で、各部の活動を広報面からもサポートし、常設の相談事業についても継続して広報活動を行う。

(4) 講師派遣による広報

外部団体からの講師派遣依頼に対応する。

【相談部】

1 相談事業

(1) 各種相談センターの運営

以下のセンターの運営を行い、定期的に各種相談センターの相談員募集をするなど、相談体制のさらなる拡充を図る。

① 無料電話相談センター

② 群馬司法書士総合相談センター前橋会場（第2、第4土曜日）

③ 群馬司法書士総合相談センター東毛会場（第2土曜日）

④ 簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）

⑤ 有料相談センター

⑥ 労働相談センター（市民の権利委員会（労働部会）が主体）

(2) 新たに開始した相談センター

既存の相談センターに加え、新たに以下の相談センターの運営を行う。

① ぐんま養育費相談センター（市民の権利委員会（貧困・社会保障部会）が主体）

② 相続登記相談センター（日司連が開設したフリーダイヤルの転送）

(3) 各種相談会の開催

以下の相談会の実施を予定している。

① 県下一斉無料相談会

② 税理士会との合同相談会

③ 女性のための女性司法書士による無料相談会

④ 無料出張相談会

⑤ その他各種相談会

(4) 相談事業に関する広報

総合相談センターのリーフレットを県内各所に定期的に配布するな

どして、当センターの広報に努め、相談件数の増加に繋げる。

2 ADR事業

(1) ADRセンターの運営

昨年度に引き続き、利用者の納得できる紛争解決を目指し、自主交渉援助型による裁判外紛争解決手続（ADR）を実施していく。新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での調停実施または、場合によりZoomを使用した方法による調停を実施していく。

(2) ADRセンターの広報活動

県内各機関に対してリーフレットを定期的に配布するなど、当センターの広報を行い、利用件数の増加に努める。また、当センターを安心して利用いただけるよう、ホームページやFacebookページを活用し、一般の方にもわかりやすい情報を伝えていく。

(3) 研修会などの開催

昨年度、コロナ感染対策のためADR研修が全く行えなかったが、本年度は、状況を見て可能であればADR担当司法書士・世話人の担い手を育成するため、トレーニングを実施、及び他団体の研修にも委員の派遣をする。また、会員からの申込件数を増加させるべく、各支部及び他の関連委員会等からの要請があればADR研修を行い、会員の理解と協力を求める。

その他、コロナの状況等を鑑みながらではあるが、当センターの広報及びADR普及のため、他団体や自治体などにもトレーニングや研修会への参加を呼びかけ、交流を図っていく。

3 法テラスへの対応

(1) 法テラスとの連携

日本司法支援センター（法テラス）との協力関係を維持及び強化するため、現場レベルでの連携を図る。法テラスとの協議を定期的実施し、各種政策に関する意見交換を行っていく。

(2) 簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）の運営

昨年度と同様、県内各機関に対してチラシを定期的に配布するなど当センターの広報を行い、利用の促進を図る。今年度は、総合相談センター運営委員会とも連携して、総合相談センター東毛会場での簡裁訴訟代理法律相談センター運営に対応する。

(3) 民事法律扶助の利用促進に関する検討

今年度は状況に応じて、司法書士にとってより利用しやすい民事法律扶助の使い方を検討し、会員に向けて周知することで、その利用促進に繋げる。また、企画部とも連携し、訴訟業務促進と関連して民事法律扶

助の利用促進も図る。その他利用促進につながる方法を模索していく。

- (4) 特定援助対象者法律相談援助事業、相談員の派遣
相談員名簿の再検討を行い、相談員を派遣する。
- (5) 扶助審査委員の派遣
扶助審査委員は援助開始決定及び終結の審査という法律扶助制度の根幹を担うものであり、法テラスとの重要な接点となるので、今年度も委員を2名派遣する。
- (6) 新入会員向けの研修会
新入会員向けに民事法律扶助に関する研修会を行い、本制度の周知を図る。

【研修部】

1 会員研修

- (1) 司法書士業務に関する法令及び業務に関するものについて、研修部独自で、又は各委員会と連携して研修会を実施する。
- (2) 職業倫理に関する研修として年次制研修を実施する。本年度は、昨年度中止になった年次研修も行うので、2回開催するか状況を見ながら判断する。日司連から提案された日司連研修ポータルを使った年次研修も検討する。
- (3) 成年後見センター・リーガルサポート群馬支部との連携により、成年後見業務及び財産管理に関する研修会を実施する。
- (4) 会員が12単位以上を取得できるよう努める。特に平成31年度より、日司連会員研修規則の改正により、甲類8単位のうち2単位について倫理研修を履修しなければならなくなったため、会員への周知、支部への倫理研修実施のお願い、倫理研修の実施を行う。
現在は、集合研修が難しい状況なので、Zoomを使った研修やeラーニング研修の促進を図る。
- (5) 研修のメニューを提示して、本会からの講師を派遣し、支部研修をサポートする。

2 新入会員研修

- (1) 新入会員研修委員会
新入会員に必要な知識及び司法書士執務についての研修会を実施する。
- (2) 講師派遣
関東ブロック司法書士会協議会新人研修会及び中央新人研修会へ講師を派遣する。また、特別研修のチューター及び支援要員を派遣する。